

■承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例)

【要旨】

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準については、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の4第3項の規定により、厚生労働省令で定める基準に基づき、条例で定めることとされています。

この度、平成30年1月18日付で公布された指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）及び平成30年3月22日付で公布された介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）が改正され、同年4月1日から施行されることになりました。

このため、四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【主な改正内容】

項目	内容
1. （定期巡回・随時対応型訪問介護看護）、（訪問介護員等の員数） 第6条、第47条	○利用者等からの通報に対応するオペレーターの基準の見直し。 ・オペレーターの他の業種との兼務が可能。 ・オペレーターに係るサービス提供責任者の経験年数の改正（条件あり）。
2. （共生型地域密着型通所介護の基準）、（準用） 第59条の20の2、 第59条の20の3	○障害者福祉制度におけるサービス等の指定を受けた事業所であれば基本的に共生型通所介護の指定が受けられるものとして基準の設定及び準用規定の追加。
3. （利用定員） 第59条の25	○指定療養型通所介護の利用定員数の見直し。 ・難病など常時観察が必要な療養通所介護の利用定員数を9人以下から18人以下へ改正。

4. (指定認知症対応型共同生活 介護の取扱方針) 第 117 条 その他	○身体拘束等の適正化。 ・身体拘束の適正化のための指針を整備。 ・適正化のための委員会を 3 月に 1 回以上開催し、 その結果について介護従事者その他の従業者に 周知徹底を図る。 ・従業員に対する研修を定期的 to 実施。
5. (協力医療機関等) 第 125 条 その他	○指定地域密着型介護予防サービスに関連のある 施設サービス項目に介護医療院を追加。 ・指定地域密着型介護予防サービスとの連携・支援 体制など。

【補足事項】

○用語の意味

・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う。

・ オペレーター

利用者からの通報により、電話や I C T 機器（P C ・タブレット・スマートフォン）等による対応・訪問などの随時対応を行う者。

・ 夜間対応型訪問介護

要介護者に対してできるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活が営めるように、夜間に定期的な巡回または随時の通報により居宅を訪問して日常生活の世話及び緊急時の対応を行う。

・ 共用型認知症対応型通所介護

グループホームの居間または食堂、小規模特別養護老人ホーム等の食堂または共同生活室においてそれらの事業所または施設の利用者、入居者等とともに行う指定認知症対応型通所介護のこと。

・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所

医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供できる事業所。

・ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所

本体施設と適切に連携ができていれば人員基準が緩和される。（例 代表者、管理者の兼務）

・ 介護医療院

日常的な医療的ケアが必要な重度介護者を受け入れ、看取り・終末期ケアの機能と生活施設としての機能を備える施設サービス（平成30年4月1日より創設）。

○地域密着型サービスの概要（対象者：要介護１～５）

- ・原則として本町の住民のみが保険給付の対象。
- ・市町村主体で、介護保険事業計画に沿った整備を図れるなど、地域単位で適切なサービス基盤整備が可能。
- ・国の示す報酬及び指定基準を、市町村が一定の範囲内で変更可能。
事業所の指定、介護報酬の変更及び独自の指定基準を行うにあたっては運営委員会の意見を聞くなどの、公正かつ透明性の高い制度運営を確保。

○地域密着型サービスの種類

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
日中や夜間を通じて、ホームヘルパーなどが定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問したりして、介護や身のまわりの世話や療養上の世話や診療の補助などを行います。
- ・夜間対応型訪問介護
夜間に、ホームヘルパーなどが定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問したりして、介護や身のまわりの世話をを行います。
- ・地域密着型通所介護
出来るだけ居宅で能力に応じた自立した日常生活を営めるように、生活機能の維持または向上をめざし、必要な日常生活上の世話と機能訓練を行います。（利用定員18人以下）
- ・認知症対応型通所介護
施設に通い、認知症高齢者に配慮した日常生活上の介護や機能訓練を受けます。
- ・小規模多機能型居宅介護
通所を中心として、短期間入所して介護や機能訓練を受けたり、居宅において訪問介護を受けたりすることができます。
- ・認知症対応型共同生活介護
認知症の高齢者が、家庭的な環境のもとで利用者の生活のリズムにあわせて少人数で共同生活する住まいです。専門的な知識と経験をもった介護スタッフによる日常生活上のお世話や機能訓練などの援助を受けながら、ひとりひとりの能力をいかして家事などを共同で行います。
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
介護保険の事業者指定を受けた、小規模な有料老人ホームやケアハウスなど（定員30人未満）で生活しながら介護を受けられます。
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
常時介護が必要で、家庭での生活が困難な方が入所する、小規模な特別養護老人ホームです（定員29人以下）。食事や排泄など日常生活上の介護や、身の回りの世話を受けられます。

- ・看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能居宅介護訪問介護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療及び看護のケアを提供するサービスです。

【施行期日】

平成 30 年 4 月 1 日

【新旧対照表】

別紙のとおり